

早く相談してくれていたら

自分はまだまだ大丈夫と思っても

相続問題を活用した コンサルティングセールス

株 UBF 代表取締役
東 潤一

⑦

あづま・じゅんいち
株 UBF 代表取締役。NPO 法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラス FP を活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系 FP として、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、「シンチ実践 CD セミナー」「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

相続対策を考えるのに適切な年齢は何歳頃ですか?

早いから準備する人もあれば、死ぬ準備をするようでも気が重いと言つては、60歳を過ぎると、相続が起こつてしまふケースもあります。また、認知症などを発症し、生前対策が限定されてしまふケースもあります。人それぞれに考

え方も、寿命も違うので、適齢期といえる年齢はありますか?

しかし、前回書きましたように「自社株にかかる相続税納税猶予制度」は、60歳を過ぎると、相続が起こる前に経済産業大臣の確認を事前に受けおかなれば適用を受けられることを考えると、経営者の場合は60歳を過ぎた後継者の育成」「経営権(自社株式)承継」「相続税対策」「遺産分割対策」「遺言書作成」「生前贈与対策」など、様々な事前対策を実行するためには、オーナー社長が自身の判断に基づいておなじく、相続問題をスタートしておなじく、相続税を考慮する必要があります。

経営者なら60歳が目安か
シビアな視点で提案する必要がある

で、手続きを進めていく
ということが条件となります。

相続対策を考えるのに適切な年齢は?

から商品を決定する必要

があります。そのため

し、認知症などが発症し

たり、判断能力が低下し

ます。

うな事業承継・財産承継

を希望されるのかを確認

し、相続税のシミュレー

ションを行つたりして、

が…

「もう少し早くご

相談いただければ、被相

相談

いた

が…」

が…」